

横浜都心・臨海地域都市再生緊急整備協議会 幹事会会則

(設置)

第一条 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号。以下「法」という。）第十九条の規定に基づき組織された横浜都心・臨海地域都市再生緊急整備協議会（以下「協議会」という。）において、横浜都心・臨海地域都市再生緊急整備協議会規約（以下「規約」という。）第十三条の規定に基づき、横浜都心・臨海地域都市再生緊急整備協議会幹事会（以下「幹事会」という。）を組織する。

(目的)

第二条 幹事会は、規約第四条に基づく協議会の会議（以下「会議」という。）又は同第十一条に基づく協議会の部会（以下「部会」という。）での議事等を補佐し、必要な協議及び調整を行うことを目的とする。

(所掌事務)

第三条 幹事会は、次の各号に掲げる事務を処理する。

- 一 整備計画の案の作成に関すること
- 二 その他、会議又は部会における協議等が円滑に行われるための事前調整に関すること

(幹事会の構成)

第四条 幹事会は、協議会の構成員が指名する職員をもって構成する。

(幹事会の座長)

第五条 幹事会に座長（以下単に「座長」という。）を置き、会議の議長が所属する団体の幹事会構成員より選任する。

- 2 座長は、会務を総理し、幹事会を代表する。
- 3 座長に事故があるときは、あらかじめその指名する幹事会の構成員が、その職務を代理する。

(幹事会の招集)

第六条 幹事会は、座長が招集する。

- 2 座長は、必要に応じ幹事会の構成員以外の者をオブザーバーとして会議に参加させることができる。
- 3 幹事会の構成員は、あらかじめその指名する者を代理人として会議に出席させることができる。この場合において、代理人が会議に出席したときは、当該構成員は、幹事会に出席したものとみなす。

(議事)

第七条 座長は、議事を総理する。

2 幹事会は、幹事会の構成員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 議事は、出席した幹事会の構成員の過半数で決し、可否同数の場合は、座長の決するところによる。

(書面による議事)

第八条 座長は、やむを得ない理由により幹事会を開くことができない場合においては、事案の概要を記載した書面表決により幹事会の開催に代えることができる。

(事務局)

第九条 幹事会の庶務は、会議の庶務を行う団体において処理する。

(雑則)

第十条 この会則の改正は、座長が幹事会に諮って行う。

2 法令、規約及びこの会則に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、座長が幹事会に諮って定める。

附 則

この会則は、平成二十四年三月八日から施行する。